

舗装施工管理技術者 登録更新の手引き（令和4年度版）

舗装施工管理技術者の資格者証の有効期限が2023(令和5)年3月31日の方は、下記「登録更新の流れ」に沿って申請手続きを行って下さい。(2級更新の方で1級に合格したため更新不要の場合は、届いた封書のラベル面をコピーしていただき「更新不要」と明記のうえ検定企画課宛までFAX願います。)

1. 登録更新の流れ

登録更新申請書の作成

- 当協会ホームページ(<http://www.dohkenkyo.or.jp>)上に設置の「舗装技術者資格 各種申込書類作成システム」を利用し、登録更新申請書を作成・印刷して下さい。

(令和4年4月1日現在の登録情報が表示されます)

システム稼働期間 **令和4年5月9日(月)12:00頃～令和5年3月8日(水)17:00まで**
(システムに入力しただけでは申請とはなりません。必ずPDFを印刷して郵送して下さい。)

- 郵便局で登録更新手数料を払込 **(更新案内に同封の払込取扱票をご使用下さい)**

(注)写真は資格者証に転写しますので、証明写真用のものをご用意下さい。

・スナップ写真、デジカメ等で撮影された写真、顔が小さい、不鮮明、普通紙印刷したもの等、本人確認が難しい写真は受付不可です。

・また、お手元の資格者証と同じ写真も受付不可です。

書類の提出

- 印刷した登録更新申請書に写真(注)を貼付、押印のうえ払込受付証明書を払込受付証明欄に貼付し、必要となる添付書類と共に同封の申請用封筒に入れて、道建協 検定企画課宛に**簡易書留にて郵送**

※技術講習受講希望の方は必ず下記の受付期間内に登録更新申請書と併せて提出して下さい。

令和4年5月9日(月)～ 6月30日(木)(必着)

資格者証発送

令和4年5月9日(月)～ 10月31日(月)(必着):令和5年3月中～下旬発送

令和4年11月1日(火)～ 令和5年3月10日(金)(必着):令和5年5月下旬発送

上記期間に登録更新申請を行わない場合、令和5年4月1日以降登録は失効となり、再登録の手続きが必要となります。(再登録には技術講習の受講が必要となります。)

書類受付最終締切

令和5年3月10日(金)(必着)

1. 登録更新について

(1) 登録更新の手続き

資格者証の有効期限が **2023(令和5)年3月31日**である舗装施工管理技術者は、**令和4年5月9日(月)から令和4年10月31日(月)(必着)**までに登録更新の申請を行って下さい。この方には、令和5年3月中～下旬に新しい資格者証を交付します。

なお、登録更新とともに技術講習の受講を希望される方は、登録更新申請と同時に技術講習参加申込の手続きを行って下さい。この場合は、**令和4年5月9日(月)から令和4年6月30日(木)(必着)**までにお申込み下さい。

○対象者には「登録更新案内」を登録住所宛に令和4年5月9日(月)一斉発送します。

○翌週の**5月16日(月)**を過ぎても届かない場合は、道建協ホームページ(以下、HP)に用意している「申請書類の請求書」を印刷し、印刷した請求書に必要事項を明記の上事務局までFAXして下さい。「申請書類の請求書」は、道建協HPから以下をたどって下さい。

道建協HPトップページの絵上段右の「舗装施工管理技術者」⇒右側3番目「登録・更新・変更について」⇒一番下のPDF「申請書類の請求書」

○住所変更手続きをされていない方には「登録更新案内」が届きませんのでご注意下さい。

また、上記期間に登録更新申請をしなかった場合でも、**令和5年3月10日(金)(必着)**までには必ず申請を行って下さい(ただしこの場合、新しい資格者証の交付は5月下旬となります)。期日までに手続きをしない場合は、登録は**失効**となり、登録更新ではなく、再登録の手続きが必要となります。

(2) 登録更新手数料 6,000円(消費税込)

(3) 登録更新申請に必要な書類

1) 登録更新申請書(様式第2号)

道建協HP上に設置する「舗装技術者資格 各種申込書類作成システム」を用い、「登録更新申請書」を作成して下さい。(システムは、**令和4年5月9日(月)12:00頃**から稼働します。なお、**令和5年3月8日(水)17:00**で令和4年度の「登録更新」メニューは終了しますのでご注意下さい。)

2) 振替払込受付証明書

登録更新手数料を必ず個人別に払い込み、振替払込受付証明書(お客さま用)を指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけして下さい。

3) 写真 1枚(縦4.5cm×横3.5cmふちなし 肩から上 正面 無帽 無背景の証明写真)

指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけ(写真の裏面への記入やセロテープ止めは不可)して下さい。

写真提出にあたり、以下の注意事項を厳守して下さい。(資格者証への取込み不可の場合は再提出となります)

① 6ヶ月以内に申請者本人のみを撮影したもの。

(前回登録時の写真で、お手元の有効期限切れの資格者証と同じ写真は、絶対に使用しないで下さい。)

② カラー光沢(絹目は不可)で鮮明なもの。

③ 眼鏡のレンズに光が反射していないもの。

④ サングラス(偏光レンズ含む)、マスク、ヘアバンドなどを着用していないもの。

⑤ 変色、傷、汚れのないもの。(糊の付着、裏面記載による凹凸等)

⑥ スナップ写真は不可。

⑦ 証明用写真であっても不鮮明なものは不可。

⑧ 頭頂およびあごが切れていないもの。

4) 申請内容が変わった場合の添付書類

変更事項	添付書類(各1通、コピー不可・6ヶ月以内発行のもの)
氏名	戸籍抄本
本籍地	戸籍抄本または本籍地記載の住民票
住所	住民票(法改正により外国籍の方も住民票が必要)
勤務先	不要

※ 転居ではなく、市町村合併により住所が変わる場合は、住民票(コピー可)または新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書(市制施行証明書等)を添付して下さい。

(4) 登録更新申請書等の提出

指定の申請用封筒により、個人別に必ず簡易書留郵便で道建協 検定企画課宛に郵送して下さい。

(5) 登録更新申請書の作成にあたっての注意

- ① 申請者氏名欄には、必ず押印して下さい。
- ② 勤務先本社欄には、全員の方が入力して下さい。
- ③ 表示された登録内容を抹消する場合は、該当項目に「ナシ」と入力して下さい。
- ④ 表示された内容(氏名、勤務先名等)を訂正する場合は、該当項目に上書き入力して下さい。
- ⑤ 日本国籍でない場合は、本籍地記入欄に「国名」を入力して下さい。
- ⑥ 住所は、ビル名・マンション名等(勤務先所在地でも必要な時は)を省略せずに入力して下さい。
- ⑦ 出力後に記載内容の間違ひが見つかった場合は、再度、システムを用い、書類の再作成・出力を行って下さい。(書類に出力番号が表示されますので、すべての書類の出力番号が最新であることをご確認下さい)

なお、氏名および所属の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字(JIS第1水準、第2水準まで)にて記載致しますので、ご了承下さい。

※ 「登録更新申請書」提出後に登録事項に変更が生じた場合は、道建協 HP 上のシステムを用い、「登録事項変更届」を作成し、必要書類を添付して、道建協 事務局宛に送付して下さい。

注意:ホームページ上で入力されただけでは受付とはなりませんので、ご注意ください。書類を簡易書留で郵送して頂き、その到着をもって初めて受付となります。

(6) 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録が抹消されます。また、合格も取り消されます。

- 1) 不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合
- 2) 登録申請書等の記載事項に虚偽が判明した場合
- 3) 舗装施工管理技術者試験制度の信用を傷つける不名誉な行為等があった場合

【登録更新申請書の提出および問合せ先】

一般社団法人 日本道路建設業協会 検定企画課
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 3階
TEL: 03-6280-5038 FAX: 03-6280-5040
URL: <http://www.dohkenkyo.or.jp>

一般社団法人 日本道路建設業協会(以下「協会」という。)は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号)の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- (1) 道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため
- (2) 道路に関する試験・研修実施のため
- (3) 道路に関する技術の指導、受託のため
- (4) 道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため
- (5) 舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- (6) 各種契約管理のため
- (7) 役職員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

2. 個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

3. 個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報(資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)及び舗装診断士資格者証の情報(登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)は、公共工事の発注者(国、地方自治体、特殊法人等公的機関)において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、利用目的遂行のために個人情報の取扱を外部に委託する場合は、個人情報の取扱に関する委託先の適正な管理・監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL : 03-3537-3056

E-mail : jrca@dohkenkyo.or.jp

(E-mailは不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。)